

舟橋村告示第 10 号

舟橋村予防接種実施要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 7 年 3 月 17 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村予防接種実施要綱の一部を改正する告示

舟橋村予防接種実施要綱(平成 13 年舟橋村告示第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

子宮頸がん	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
	平成 9 年度生まれから平成 19 年度生まれまでの間にある女子で接種が終了していない者 (キャッチアップ接種対象者)

」

を

「

子宮頸がん	12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
	平成 9 年度生まれから平成 20 年度生まれまでの間にある女子で令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に 1 回以上の接種が完了している者 (キャッチアップ接種対象者)

」

に、

「

高齢者用肺炎球菌		65 歳の者	2,500 円
		60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	ただし、生活保護世帯は無料
インフルエンザ	10 月～1 月	65 歳以上の者	1,500 円
		60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	ただし、生活保護世帯は無料
新型コロナウイルス感染症	10 月～1 月	65 歳以上の者	2,300 円
		60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	ただし、生活保護世帯は無料

」

を

「

高齢者 用肺炎 球菌		65 歳の者	2,500 円 ただし、生活保護世帯は無料
		60 歳以上 65 歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	
帯状疱疹		65・70・75・80・85・90・95 歳、100 歳以上の者	・乾燥弱毒生水痘ワクチン(生ワクチン)2,700 円 ・乾燥組換え帯状疱疹ワクチン(不活化ワクチン)7,000 円 ただし、生活保護世帯は無料
		60 歳以上 65 歳未満の者であつて、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	
インフルエンザ	10 月～3 月	65 歳以上の者	1,500 円 ただし、生活保護世帯は無料
		60 歳以上 65 歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	
新型コロナウィルス感染症	10 月～3 月	65 歳以上の者	2,300 円 ただし、生活保護世帯は無料
		60 歳以上 65 歳未満の者であつて、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者	

」

に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。